

「保険契約の移転単位規制の在り方」に関して

2011. 10. 19

社団法人 全国消費生活相談員協会 丹野美絵子

1. 消費者・契約者の契約上の権利の侵害

消費者・契約者は、募集人から保険の勧誘を受け、自分に合った保険商品を選択し契約締結に至りますが、それと同時に、当然のことながら、その商品を作って販売する保険会社の信用性を判断し、その信頼を根拠に契約締結に至っています。

それからすれば、消費者・契約者にとって、契約の相手方である保険会社が、たとえグループ内であろうが、保険会社の都合によって別の保険会社に変更されることは想定もしていない事態であり、契約について当事者たる保険契約者が有する権利の侵害となり得るものです。

消費者・契約者にとって契約の移転が容認できるのは、保険会社の破綻、撤退など、いわば非常時に限定される場合であり、他に方法がないためやむを得ず承認するものです。それ以外の平時において、保険契約の移転は消費者・契約者が通常、希望するものではありません。そして平時の保険契約の移転が、消費者・契約者にどのような利益があるかについては、ここまでの議論においても、必ずしも明らかになっているとは言えません。

保険は保険契約者と保険会社の間の一つ一つの契約が集合して保険群団を構成するものですが、経営の合理化、効率化を標榜して保険群団の公正性等が維持できれば包括移転の細分化を可能にするとの論法は、保険会社として個々の保険契約者と契約を締結したことに対し、その責任を全うしようとする姿勢とはとても評価できません。

2. 異議申立て制度の充実

移転に関する異議申立て制度を現状より契約者の意思を反映する制度に改善しても、異議が一定割合を超えない限り、異議申立者も移転するしかないという仕組みにせざるを得ず、異議申立て制度の充実では限界があると言わざるを得ません。

3. 包括移転の見直しの必然性が本当にあるのか

移転先、移転元に対する責任準備金及び配当金等の公平な配分が、たとえ技術的に可能だとしても、例として示されたホールセール対象の保険会社、リテール対象の保険会社との分割は、本当にそれが今後の保険業界の方向性の一つであるのか疑問です。

また移転元、移転先の保険会社を見れば、移転先の保険会社で効率化が本当に行

われるのか、金融機関のシステム統合の非常な困難さとしばしば発生するシステムトラブルによる社会的影響の甚大さは世の中によく知られている通りであって、敢えて包括移転を見直す必然性が本当に保険業界にあるのかが疑問です。

4. 結論

よって、保険業界が今、包括移転の見直しを必要とする緊急性、ひつ迫性が不明であり、消費者・契約者にどのような利益があるかも判然としない以上、導入には慎重を期すべきと考えます。仮に、保険会社の効率化を行うとして、業法改正によって業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を検討することとなる場合であっても、それはあくまで手段に過ぎず、消費者・契約者にプラスになるべき利益が顕在化して初めて、契約の相手方変更と言う消費者・契約者の権利侵害を許容できる法的根拠になり得るのであって、私たちは保険業法1条の趣旨を忘れるべきではないと考えます。

以上